

栃木県教育大綱の概要

経営管理部文書学事課

第1 はじめに

1 趣旨

予測困難な時代にあって、持続可能な社会を構築し、誇れるふるさととちぎをつくり、次の世代に引き継ぐためには、人づくりが重要であり、子どもたちには、時代の変化を前向きに受け止め、乗り越えていけるたくましさや、新しい価値観を生み出せる力などが必要である。また、県外から多くの人を呼び込むためにも、教育環境等の充実は不可欠である。

こうした考えのもと、今後5年間における栃木県教育大綱を策定し、知事部局と教育委員会が連携・協力を強化して各種施策に取り組むことで、とちぎの人づくりを推進していく。

2 大綱の位置付け

本大綱は、地教行法第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、文化等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

本大綱については、「とちぎ未来創造プラン」及び「栃木県教育振興基本計画」との整合性を図る。

3 大綱の対象期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

第2 基本目標

- 未来を担う子どもたちが、どのような状況においても「自分の未来を描き切り拓いていくことのできる力」の育成を目指し、以下の三つの基本目標を設定する。
 - 1 確かな学力、豊かな人間性、健康・体力等の調和のとれた発達を促すことによって未来を切り拓く力の基礎を育みます
 - 2 人との関わりを通して生き方についての考えを深めることによって自分の未来を創る力を育みます
 - 3 豊かな学びの機会を通して描く未来の可能性を広げることによって一人ひとりの夢や志を育みます

第3 施策の方向の体系

「第2 基本目標」と「第4 施策の方向」の関係を示す体系図

第4 施策の方向

- 上記の基本目標の実現に向け、各基本目標のもとに、それぞれ「施策の方向」を定める。

基本目標1	}	1 確かな学力の育成
		2 豊かな心と健やかな体の育成
		3 子ども一人ひとりに応じた教育・支援の充実
		4 教育の基盤の充実
基本目標2	}	5 自分の生き方を考える教育の充実
		6 社会に参画する力を育む教育の充実
		7 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
基本目標3	}	8 ふるさとへの愛着や誇りを醸成する教育の充実
		9 高度な知識・技術、多様な文化に触れる教育の充実
		10 スポーツ・文化の振興と生涯学習の推進

第5 施策の方向プラス

- 上記の三つの基本目標すべてに関連する取組を「施策の方向プラス」とする。
「心身の健康と豊かな人間性を育む食育の充実」

第6 おわりに

- 教育に関する施策の実施に当たっては、家庭教育、学校と地域の連携・協働、職業教育、更には保健、医療、福祉、安全対策など、知事部局と教育委員会との緊密な連携が一層重要となっている。
- 今後とも、栃木県総合教育会議の場等を活用しながら、連携を強化し、本県の教育・文化等の振興に関する各種施策の推進を図っていく。